

月報私学

1

2019
Vol.253



興國高等学校は、大正15年に興國商業学校として創設されました。現在は、普通科とITビジネス科に約2,300名が在籍する男子校として、一人ひとりの長所を育む「オンリーワン教育」を実践しています。創立90年を記念し、平成27年に新西館校舎を、29年にアリーナ棟を竣工（共に左上外観、右下と左下が内部の写真）、来たる100周年に向けて「オンリーワン教育」の深化を目指しています。

写真提供：学校法人 興國学園 興國高等学校（大阪市天王寺区）

CONTENTS

- 年頭所感..... 2
- 平成30年度 私学スタッフセミナーの報告..... 3
- 平成30年度 私立高等学校入学志願動向..... 4
- 連載②「魅力あふれる学校づくりを目指して」
創立90周年《オンリーワン教育》を振り返る..... 6
- 退職時の手続き－資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業－..... 8
- 平成30年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会..... 12
- 平成30年分の確定申告から使用できる「医療費のお知らせ」を送付します/
スチュワードシップ活動（株主議決権行使状況を含む）報告を公表します..... 13
- INFORMATION..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内..... 16

年頭感 所



理事長 清家 篤

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
新しい年を迎え、本年も私学関係者の皆様の御健康と御多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨年は、豪雨や大きな地震など自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。日本私立学校振興・共済事業団は、そのようなときにこそ役に立つ存在でありたいと思っています。被害を受けられた皆様の支援にできる限り取り組んでまいります。

私たちは今、大きな変化の時代を生きています。日本の少子高齢社会は、前人未踏の領域に入ってきました。また、第4次産業革命ともいわれる、急速に進む非連続的な技術進歩も経済社会のさまざまな面で大きな影響を与えています。そうした大きな変化の時代に、建学の理念を実現することで社会に貢献する私立学校の存在意義はますます大きくなっています。

そのため、**助成業務**としての①補助事業では、私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、教育研究の質の向上に取り組む私立大学等や地域に貢献する私立大学等に対する支援、高等教育へのアクセス格差の是正等に向けた支援を強化してまいります。

②貸付事業では、私立学校施設の耐震化を促進するため、国の利子助成制度を活用して、校舎・園舎の建替事業や耐震補強工事などに対する融資を進めてきま

年頭にあたりあらためて建学理念を思う

日本私立学校振興・共済事業団

した。

③経営支援・情報提供事業では、学校法人の経営力の強化や教育条件の改善を図る取り組みへの支援として、現状分析や経営課題の把握、経営・教学改革に対する助言等を行う経営相談を実施しています。

また、私立学校の特色や具体的に実践している優れた教育研究に関する取り組みの情報を迅速かつ的確に収集蓄積し、大学ポータル（私学版）をはじめホームページ、刊行物等で提供しています。

④寄付金事業では、新たに若手・女性研究者奨励金を創設し、未来を担う若手研究者の育成を図っています。また、「寄付促進を図るために」私立学校寄付金ポータルサイトでは、学校法人がどのような寄付金募集をしているか分かるよう、情報を提供しています。

共済業務における、①短期給付事業では、昨年5月20日から7月10日までの豪雨・暴風雨により、被災された加入者等の皆様が、災害見舞金等の支給及び特別災害貸付を速やかに受けられるよう、9月に愛媛県・岡山県・広島県で災害見舞金等の現地受付・審査を実施し、53件の請求があり、約6千万円の給付を行いました。また、医療制度では、高齢受給者に対する高額療養費の自己負担限度額が平成29年の改正に引き続き昨年8月から変更されました。

②年金等給付事業では、昨年10月から退職等年金給付の基準利率を、これまでの年0%から0.06%に変更し、年金現価率も併せて変更しました。

③福祉事業では、加入者等の自助努力を支援する事業（ヘルスケアポイント）の創設や、特定健診等実施率向上にかかる取り組みなど30年度より保健事業の一部を見直しました。

その他、マイナンバー制度への対応については、短期給付事業は昨年7月から情報連携が開始され、年金等給付事業については今後開始に向けて準備を進めてまいります。

大きな変化の時代に、社会の持続可能性は、その中にどれほど多様性を包摂できるかに依存します。その意味で、私立学校それぞれ固有の建学理念に従った、自主独立の教育・研究が、社会に知的多様性をもたらすことの効用はきわめて大きなものとなっているといえます。

本事業団の助成、共済事業は、そうした私立学校の自主独立を守り、発展させるためのものです。そのためには本事業団も自主独立でなければなりません。

本事業団がその運営に要する財源を、学校法人への資金貸付の利子収入と、加入者からの掛金のみにも求めているのもそのためです。そのように私立学校、私立学校教職員に支えていただきながら、本年も私立学校の振興と、私立学校教職員の福利厚生向上のために、私ども役員一同努力してまいります。皆様におかれましては、本年も、日本私立学校振興・共済事業団の業務に御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度 私学スタッフセミナーの報告

私学事業団では、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての広範な知識及び柔軟な思考力を習得し、

大学改革に向けた意識を高めることを目的として、今年度も「私学スタッフセミナー」を開催しました。

定員の約3倍の応募があり、大阪会場、仙台会場合わせて48法人48名に参加していただきました。

このセミナーの特長は次のとおりです。

- ① 4人1組のグループワークが中心
- ② グループ発表を行う
- ③ 同世代の職員と語り合える
- ④ 基礎的な知識（高等教育行政、学校法人会計、財務分析等）を短期間に習得できる
- ⑤ 講師と率直な意見交換ができる

今回のグループワークは、「学校法人の中長期経営計画の作成」をテーマに、学校法人の現状分析、中長期経営計画の作成、論理的に説明する力など、実践力を養うことを目的に実施しました。

グループワークでは、提示された情報を基に、学校法人の経営者側の視点に立って経営・財務・教学等の幅広い知識を活用した多角的考察を行い、根拠に基づいた中長期経営計画を作成し

ました。最終日のグループ発表では、作成した中長期経営計画を理事会で報告することを想定して、プレゼンテーションしました。

計画の作成に当たっては、一職員の業務の視点だけに捉われず、大学が永続的に教育を続けられるよう広い視野で経営方針を立てること、他のグループの発表は経営者意識を持ちながら聞くこと等を意識して取り組みました。

セミナー終了後のアンケートでは、多くの参加者から「職員の役割と重要性を再認識できた」、「大学改革に向けてさらに努力していきたい」等の意見を



グループ発表（大阪）

いただきました。以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。

- ・自身の所属部署に関する知識だけではなく、幅広い視野と柔軟な思考、データに基づく分析の重要性を再認識しました。
- ・日頃より上司や理事より言われている大学職員のミッションについて、改めて認識する良い機会になりました。
- ・同世代の職員と接する機会が普段ほとんどないため、刺激になりました。課題以外の情報交換もでき、学びが多くありました。

・複数人の意見をまとめて、最終的にプレゼンテーションを行うことの難しさを感じました。

本セミナーが参加者にとって有意義であり、職員の役割について考える機会となったことが伝わってきます。

本事業団では、来年度も引き続き職員的能力開発に貢献していきたいと考えています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7849・7850
Eメール center@shigaku.go.jp

◆私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

開催場所・日時：①【大阪ガーデンパレス】平成30年9月12日～14日
②【仙台ガーデンパレス】平成30年10月17日～19日

対象：32歳以下かつ入職3年日以降の大学及び短期大学職員
参加：各会場24名

○1日目

時間	研修内容等
13:00～	開会・オリエンテーション
14:20～	講演①「私立大学等の現状について」 私学経営情報センター職員
15:10～	講演②「学校法人会計基準」 私学経営情報センター職員
16:20～	講演③「財務分析と経営計画」 私学経営情報センター職員
17:10～	グループワーク I
18:00～	懇親会（19:30終了）

○2日目

時間	研修内容等
9:10～	講演④「大学職員の役割について」 [大阪] 岩井絹江氏（学校法人渡辺学園 常務理事） [仙台] 近 雅宜氏（学校法人酪農学園 常務理事）
10:45～	講演⑤「学校法人を取り巻く状況と私学行政について」 [大阪] 泉 茂樹氏（文部科学省高等教育局 私学部参事官付参事官補佐） [仙台] 石井智絵子氏（文部科学省高等教育局 私学部参事官総括係長（併）法人改革支援係長）
13:20～	グループワーク II・III・IV（20:00終了）

○3日目

時間	研修内容等
9:00～	グループ発表
11:15～	総括・振り返りディスカッション等
11:35～	修了証書授与・表彰・閉会（12:30終了）

※講師肩書は講演時

平成30年度 私立高等学校入学志願動向

私学経営情報センターでは、平成30年度学校法人基礎調査から、私立高等学校の入学志願動向の速報値を集計しました。

ここでは、29年度と30年度の志願倍率（志願者／入学定員）や入学定員充足率（入学者／入学定員）等の状況を比較するとともに、男女校種別の動向、規模別の動向及び最近10年の入学定員充足状況についてまとめました。
なお、通信制課程と生徒募集を停止した高等学校は除いています。

私立高等学校の概況（表1）

30年度の集計学校数は1287校で、前年度より4校増加しました。集計された入学定員は約40万7600人で、前年度より約1500人減少しています。

また、志願者数が約2万人、受験者数が約1万8300人、入学者数は約2600人、それぞれ前年度より減少しました。この結果、入学定員充足率は84・32%で、前年度に比べて0・31ポイント下降しました。

参考までに、30年度の15歳人口（中学校・義務教育学校卒業者と中等教育学校前期課程修了者の合計）（学校基本調査―平成29年度（確定）…文部科学

表1 私立高等学校の概況

区分	29年度	30年度	増減
集計学校数(校)	1,283	1,287	4
入学定員(人)	409,148	407,605	△1,543 (△0.4%)
志願者(人)	1,155,743	1,135,656	△20,087 (△1.7%)
受験者(人)	1,132,131	1,113,844	△18,287 (△1.6%)
合格者(人)	1,040,740	1,027,310	△13,430 (△1.3%)
入学者(人)	346,282	343,693	△2,589 (△0.7%)
志願倍率	2.82倍	2.79倍	△0.03ポイント
合格率	91.93%	92.23%	0.30ポイント
歩留率	33.27%	33.46%	0.19ポイント
入学定員充足率	84.63%	84.32%	△0.31ポイント

(注) 志願倍率（志願者÷入学定員）、合格率（合格者÷受験者）
歩留率（入学者÷合格者）、入学定員充足率（入学者÷入学定員）

省より）は、前年度と比べると約2万6500人減少し、約114万人となっています。

男女校種別の動向（表2）

30年度において志願倍率が最も高いのは共学校で、以下男子校、女子校となつていきます。合格率は女子校、共学校、男子校、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となつており、この順序は21年度以降変わっていません。また、歩留率は26年度に男子校と

表2 男女校種別の動向

男女校種別	年度	集計学校数	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	推薦者数	志願倍率	受験率	合格率	歩留率	推薦割合	入学定員充足率
			A	B	C	D	E	F	B/A	C/B	D/C	E/D	F/E	E/A
男子校	21年度	112	39,208	74,451	72,749	61,693	30,167	10,451	1.90	97.71%	84.80%	48.90%	34.64%	76.94%
	22年度	110	38,215	74,642	72,902	61,392	30,898	9,751	1.95	97.67%	84.21%	50.33%	31.56%	80.85%
	23年度	113	38,582	76,210	73,582	62,635	32,125	11,338	1.98	96.55%	85.12%	51.29%	35.29%	83.26%
	24年度	107	36,255	71,106	68,315	57,656	29,173	10,682	1.96	96.07%	84.40%	50.60%	36.62%	80.47%
	25年度	106	36,127	68,180	66,214	56,372	29,261	10,742	1.89	97.12%	85.14%	51.91%	36.71%	80.99%
	26年度	100	33,871	64,159	62,490	53,075	28,471	9,709	1.89	97.40%	84.93%	53.64%	34.10%	84.06%
	27年度	94	31,894	58,595	56,998	48,222	26,291	9,772	1.84	97.27%	84.60%	54.52%	37.17%	82.43%
	28年度	92	30,704	56,920	55,491	46,832	26,006	9,394	1.85	97.49%	84.40%	55.53%	36.12%	84.70%
	29年度	88	29,502	54,084	52,741	45,005	25,171	8,876	1.83	97.52%	85.33%	55.93%	35.26%	85.32%
	30年度	87	28,997	51,512	50,155	41,992	23,606	8,542	1.78	97.37%	83.72%	56.22%	36.19%	81.41%
女子校	21年度	293	81,048	111,230	110,060	103,038	52,981	22,245	1.37	98.95%	93.62%	51.42%	41.99%	65.37%
	22年度	285	78,135	110,948	109,165	103,577	53,990	22,381	1.42	98.39%	94.88%	52.13%	41.45%	69.10%
	23年度	283	77,061	104,906	103,744	98,726	52,311	22,349	1.36	98.89%	95.16%	52.99%	42.72%	67.88%
	24年度	279	76,039	104,663	103,312	97,623	52,083	21,198	1.38	98.71%	94.49%	53.35%	40.70%	68.50%
	25年度	274	74,227	100,260	99,138	93,876	50,235	19,713	1.35	98.88%	94.69%	53.51%	39.24%	67.68%
	26年度	273	73,536	101,783	100,254	93,897	50,178	20,810	1.38	98.50%	93.66%	53.44%	41.47%	68.24%
	27年度	270	72,662	95,395	93,807	90,147	47,803	21,038	1.31	98.34%	96.10%	53.03%	44.01%	65.79%
	28年度	267	71,361	94,381	92,798	89,486	46,848	19,279	1.32	98.32%	96.43%	52.35%	41.15%	65.65%
	29年度	262	70,080	90,910	87,565	84,251	45,459	19,037	1.30	96.32%	96.22%	53.96%	41.88%	64.87%
	30年度	260	68,299	84,390	83,178	80,316	43,458	20,663	1.24	98.56%	96.56%	54.11%	47.55%	63.63%
共学校	21年度	868	293,853	938,649	918,885	832,277	243,741	85,704	3.19	97.89%	90.57%	29.29%	35.16%	82.95%
	22年度	869	292,276	965,029	946,282	863,170	253,025	88,699	3.30	98.06%	91.22%	29.31%	35.06%	86.57%
	23年度	885	294,451	952,961	931,290	857,107	252,175	88,384	3.24	97.73%	92.03%	29.42%	35.05%	85.64%
	24年度	888	296,695	974,562	953,823	878,863	262,110	89,325	3.28	97.87%	92.14%	29.82%	34.08%	88.34%
	25年度	899	299,256	989,596	970,681	894,949	265,230	89,430	3.31	98.09%	92.20%	29.64%	33.72%	88.63%
	26年度	911	303,097	1,005,080	986,500	905,509	269,814	95,881	3.32	98.15%	91.79%	29.80%	35.54%	89.02%
	27年度	921	305,505	1,005,465	986,166	906,241	271,232	98,845	3.29	98.08%	91.90%	29.93%	36.44%	88.78%
	28年度	930	309,245	1,018,484	999,315	914,791	277,121	100,592	3.29	98.12%	91.54%	30.29%	36.30%	89.61%
	29年度	933	309,566	1,010,749	991,825	911,484	275,652	100,391	3.27	98.13%	91.90%	30.24%	36.42%	89.04%
	30年度	940	310,309	999,754	980,511	905,002	276,629	103,425	3.22	98.08%	92.30%	30.57%	37.39%	89.15%

女子校が逆転して、男子校、女子校、共学校の順となりましたが、今年度もそのままの順序となっています。

集計学校数を21年度と比較すると、男子校が25校、女子校が33校減少したのに対し、共学校は72校増加しています。

表3 規模別の動向

入学定員区分	年度	集計学校数	入学定員A	志願者B	受験者C	合格者D	入学者E	志願倍率B/A	合格率D/C	歩留率E/D	入学定員充足率E/A
		校	人	人	人	人	人	倍	%	%	%
100人未満	29	59	3,760	5,635	5,557	5,029	2,755	1.50	90.50	54.78	73.27
	30	58	3,694	5,856	5,755	5,035	2,763	1.59	87.49	54.88	74.80
100人以上 200人未満	29	212	31,690	58,372	57,391	54,057	26,526	1.84	94.19	49.07	83.70
	30	219	32,743	58,358	57,430	53,910	26,443	1.78	93.87	49.05	80.76
200人以上 300人未満	29	369	89,207	231,027	227,066	208,735	76,456	2.59	91.93	36.63	85.71
	30	375	90,744	234,152	230,031	212,934	77,193	2.58	92.57	36.25	85.07
300人以上 400人未満	29	275	92,868	269,753	264,367	242,286	82,711	2.90	91.65	34.14	89.06
	30	276	93,218	267,553	262,211	240,510	82,909	2.87	91.72	34.47	88.94
400人以上 500人未満	29	196	84,967	262,268	257,831	234,915	72,978	3.09	91.11	31.07	85.89
	30	189	81,941	247,762	243,264	222,629	69,302	3.02	91.52	31.13	84.58
500人以上 600人未満	29	93	49,808	146,821	143,705	135,202	39,763	2.95	94.08	29.41	79.83
	30	93	49,868	147,810	144,628	136,547	39,826	2.96	94.41	29.17	79.86
600人以上 800人未満	29	65	42,638	132,312	129,378	118,520	34,581	3.10	91.61	29.18	81.10
	30	63	41,347	123,215	120,544	110,864	33,764	2.98	91.97	30.46	81.66
800人以上 1,000人未満	29	10	8,590	32,256	31,960	27,735	7,236	3.76	86.78	26.09	84.24
	30	11	9,390	31,609	31,276	27,538	7,588	3.37	88.05	27.55	80.81
1,000人以上	29	4	5,620	17,299	14,876	14,261	3,276	3.08	95.87	22.97	58.29
	30	3	4,660	19,341	18,705	17,343	3,905	4.15	92.72	22.52	83.80
合計	29	1,283	409,148	1,155,743	1,132,131	1,040,740	346,282	2.82	91.93	33.27	84.63
	30	1,287	407,605	1,135,656	1,113,844	1,027,310	343,693	2.79	92.23	33.46	84.32

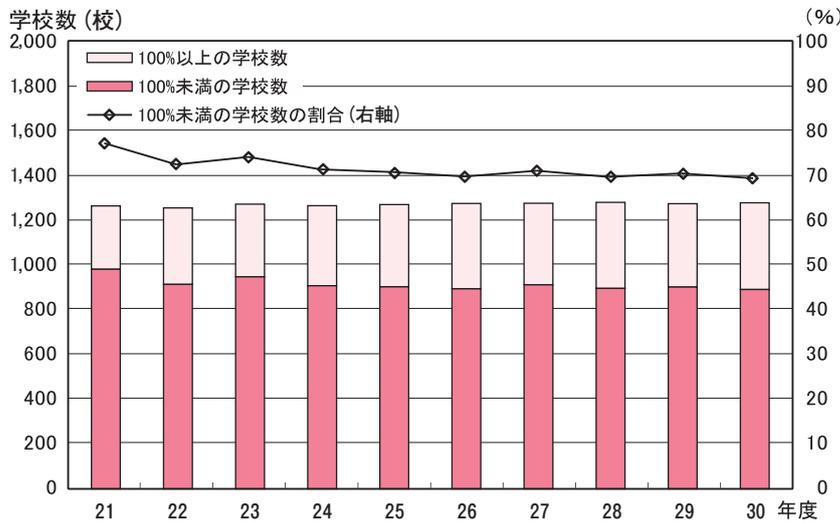
(注) 全国の私立高等学校を、各学校の入学定員数により区分した。

規模別において志願倍率が最も高いのは、1校当たりの入学定員が1000人以上の学校で、以下、800人以上1000人未満、400人以上500人未満となっています。一方、入学定員

規模別の動向(表3)

充足率が最も高いのは、300人以上400人未満の学校で、以下、200人以上300人未満、400人以上500人未満の学校となっています。志願倍率の高い入学定員の区分と、入学定員充足率の高い入学定員の区分とは、必ずしも一致していません。

図1 最近10年の入学定員充足状況



年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
100%以上の学校数	285	344	327	360	370	384	367	387	375	390
100%未満の学校数	988	920	954	914	909	900	918	902	908	897
(100%未満の割合)	77.6%	72.8%	74.5%	71.7%	71.1%	70.1%	71.4%	70.0%	70.8%	69.7%
合計	1,273	1,264	1,281	1,274	1,279	1,284	1,285	1,289	1,283	1,287

最近10年の入学定員充足状況(図1)

21年度の入学定員充足率が100%未満の学校は988校で、全体の77.6%の割合でした。30年度は897校で、全体の69.7%の割合となっています。15歳人口が減少している中でも、ここ数年は入学定員充足率100%

%未満の学校数の割合に大きな増減はありません。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7852・7853
Eメール center@shingaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑤2
創立90周年《オンラインワン教育》を振り返る
 学校法人 興國学園 理事長・校長 草島 葉子

学校法人 興國学園 興國高等学校は、大正15年、興國商業学校として創設されました。初代理事長の草島惣治郎（1896～1969年・山形県出身）は、東京商科大学（現・一橋大学）で学び、高瀬莊太郎氏（後に東京商科大学学長、第66代文部大臣）の薫陶を受けたことが縁で、大阪での商業教育構築に関わることとなりました。商業教育を礎に国を興すということから興国と名付けられ、昭和38年に普通課程を併設、興國高等学校となり、途中男女共学を経て、現在は、男子校として約2300名の生徒が在籍しています。

3年間にわたった創立90周年行事
 ～感謝の思いを継承するために～

平成28年、本学園は創立90周年を迎えました。創立以来、保護者の皆様方、卒業生、地域の方々、教職員…など多くのご関係の皆様方に支えられてきた学園です。「周年行事」は、そんな学園の歴史を築き上げてくださった方々への「感謝の思い」を継承する機会と捉え、特に大切にしております。

「90周年記念行事」においては、28年前後の年を含めた3年間を、アラウ



アリーナ4階・アスレチックセンター

ンド90」と設定し、27年12月に新西館（8階建て）を、29年6月にアリーナ（地下1階、地上4階建て）の講堂兼体育館）を竣工しました。

教育環境の整備は、生徒の才能や可能性を健やかに伸ばすための本学園の重点項目で、これまでも周年のタイミングを捉え、建て替え、増築作業に取り組んでまいりました。今回の竣工では、新西館では、ヨーロッパ調の瀟洒なオフホワイトの外観に、ランプやシャンデリアなどをあしらひ、重厚ながら優しい雰囲気を出し、その一方で、各教室にはプロジェクターを設

置し、校内ブロードキャストインゲンシステムを完備しました。アリーナでは、電動観覧席、劇場さながらの3層に及ぶ観覧席を有した収容力（2300名）や、最新のトレーニングマシンが備わったアスレチックセンターが話題となりました。当初、「男子校とは思えない！」とよく驚かれましたが、学校だからこうするというのではなく、生徒たちの感性を刺激する空間を提供することを意識し、デザインしていただきました。竣工から1年が過ぎましたが、生徒たちも丁寧に利用して、毎日笑顔が輝く空間となっていることを嬉しく感じております。

「新・建学の精神」の再確認
 ～オンラインワン教育改革を振り返る～

創立90周年の節目に、学園が取り組むべき大切なことがもう一つ。平成12年よりスタートした「学園改革」の軌跡を振り返り、来る創立100周年に向けて、学園として次の10年間どういったことに挑戦するべきか、今、何に着手しておくべきかを、コース主任などリーダーたちの決意を促すことでした。「学園改革」が始動した13年当時を振り返ってみます。

13年の年明け、少子化の影響が一気に現れ、受験生が激減しました。「このままでは5年もすれば学校はつぶれる」との草島一前理事長の言葉をきっかけに、教職員らが一致団結、改革に

乗り出しました。

法人主導によるコースの再構築、学校全体で10のプロジェクトチームを結成、「学力不振・習熟度別学習検討チーム」「国際化検討チーム」など教師全員参加で学園内の課題を話し合い、最終的に、50の取り組みをスタートさせました。教職員の士気を高めるため、給与システムも見直しました。

前理事長が掲げた「オンラインワン教育」という教育理念を柱に遂行されたため、13年からの学園の挑戦の数々は、いつしか「オンラインワン教育改革」と呼ばれるようになりました。

「オンラインワン教育」は、石川洋氏（※）の「一人には一つの光がある」の教えを根本としています。教育講演会での出会いをきっかけに、石川氏に多くを学んだ前理事長は、自身のそれまでの教育者人生を顧みて、「学力というモノサシだけで生徒を判断するような教育は、人としての一点を捉えたに過ぎない。自分の長所、得意なところで夢や目標を見つけ、そこで人間としての力を伸ばしていこう」との教育観に辿り着いたのです。

この教育観を柱に、「どの偏差値層をターゲットにするか」といった既存の考え方ではなく、「偏差値の層を縦に幅広くとって生徒の注目を集めるにはどんなコースを用意すべきか」といった考え方で、学園の教育を新たにデザインしました。

その結果、13年、普通科に特進コースの「アドバンスコース」と、標準コースの「スタンダードコース」を設け、さらに商業科を「ITビジネス科」と改称、従来の商業教育のイメージ刷新を図りました。16年、公務員・保育士を目指す「キャリアトライコース」、20年、トップアスリートと難関大学進学を共に実現させる「アスリートアドバンスコース」、25年、医歯薬・超難関大学進学を目指す「スーパーアドバンスクラス」と、さまざまなタイプの生徒が輝けるよう、多様なコースを設置していききました。



英語教育はネイティブによるチームティーチング

「オンリーワン教育」の理念に基づき「一人ひとりをよく観て大切に育てよう」といった学園の教育は、すぐに従来の偏差値教育では満たされなかった生徒や保護者の方にご支持いただけ

るようになり、おかげさまで今では定員を大きく上回る専願者に受験いただき、生徒数も20年間で約2倍に及ぶまでになりました。

28年・創立90周年の節目に、教職員一同、今日までの歩みを振り返るにつけ、学園にとって、「オンリーワン」の教育理念は、新たな「建学の精神」とも言える教えであったと改めてかみしめております。学園のリーダーたちも、生徒それぞれの進路を思い、夢中で走り続けて来たこれまでの日々が、いかに「オンリーワンの精神」に導かれたものであったか、そして引き続き、「教育の柱」として自分たちの真ん中に据えておくべきものであるかを実感したことを思います。

※石川 洋（1930～2015年）
 托鉢者・無所有奉仕の生涯を送った
 『燈園』の創始者・西田天香師に師事。

「男子校」だからその強み
 ～オンリーワン教育の粋～

現在、男子校は大阪市内に4校。ここ10年で府内12校が共学化する中、本学園は、昭和50年に一度男女共学制にしたにもかかわらず、その後数年で共学から男子校となる道を選んだ大変珍しい学園です。非常に勇気のいる決断だったと思いますが、「オンリーワン教育」を推進するにあたっては、「男子校」の道を選んだことは正しいことであつたと確信しています。



体育大会の最後を飾る3年生による「エッサッサ」

師と生徒の絆やそれらが成し得た偉業をたたえ、興國魂、などと言うようになりましたが、これら「男子のみ」を教育してきた「メソッド」を、魂にこそ、「興國オンリーワン教育」の粋が集まっているように感じています。

「生徒の心に火をつける教師」を育成
 ～生徒の夢を叶えるために～

来たる創立100周年に向け、学園としては、引き続き「オンリーワン教育」をたゆまずやり続けていくのみだと考えております。そのためにも、今は、生徒に信頼され、かつ生徒を伸ばすことのできるよい教師をどんどん育てていきたいと考えています。

「本当に偉大な教師というのは、生徒の心に火をつける」(ウィリアム・アーサー・ウオード)という言葉があります。生徒の心に火をつけるには、教師の心に火がついている必要があります。現在、本校には約200名の教師がおりますが、彼らとともに自分で光を放てる教師となつて、生徒の夢を一つでも多く叶えることができればと願つてやみません。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

草島 葉子（くさじま ようこ）
 平成8年に学校法人興國学園理事長。13年に興國高等学校副校長。25年から現職。

退職時の手続き

資格・短期給付・年金等給付・貯金事業・貸付事業

加入者が退職する際には、さまざまな手続きが必要です。貯金事業には早めの手続きが必要となるものもありま

すので、注意してください。
また、本誌に同封した「退職者向けリーフレット」も併せて活用してください。リーフレットは私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕及び〔加入者用ページ〕にも掲載しています。

【年金等給付加入者記録票の交付】

70歳未満の加入者には、資格喪失の確認通知書とともに「年金等給付加入者記録票」を学校法人等宛てに送付しますので、退職した加入者に必ず渡してください。

また、本誌に同封した「退職者向けリーフレット」も併せて活用してください。リーフレットは私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕及び〔加入者用ページ〕にも掲載しています。

「年金等給付加入者記録票」には、将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入期間が記載されています。

資格関係 業務部 資格課 掛金課

資格喪失報告書の提出

加入者が退職した場合は「資格喪失報告書」を退職日から10日以内に提出してください。

「資格喪失報告書」の提出が必要です。

【75歳以上の加入者が退職した場合】

75歳以上の加入者が退職した場合も「資格喪失報告書」の提出が必要です。後期高齢者医療制度が適用されている特定教職員等は、年金等給付・短期給付ともに私学共済制度の適用から外れ、掛金等の対象ではないこともあり、資格喪失の報告漏れが見受けられます。忘れずに提出してください。

任意継続加入の申し出

【加入の要件】

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった人
ただし、過去の任意継続加入者であった期間は通算できません。

【利用できる給付等】

・短期給付

ただし、資格喪失後の給付として傷病手当金・出産手当金の要件に該当している場合（9頁「短期給付関係」を参照）を除き、休業給付は請求できません。

・福祉事業

ただし、貸付けと積立貯金は利用できません。

※年金等給付は継続加入できませんので、60歳未満の人は、国民年金への加入手続きをしてください。

【任意継続加入者になれる期間】

最長で2年間です。
ただし、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の対象となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

【任意継続の掛金額】

退職時の標準報酬月額又は任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額（平成30年度は38万円）のうちいずれか低い額を基に算出されます。

【任意継続加入の手続き】

任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から20日以内に提出してください。

後日、加入者の届け出住所宛てに「任意継続加入者証（任意継続加入者被扶養者証）」と「任意継続掛金納付通知書」「任意継続加入者のしおり」「口座振替依頼書（希望者のみ）」等を送付します。

【任意継続掛金の納付】

納付通知書を受け取ったら直ちに掛金を納付してください。納期限までに納付を確認できないと、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得が取り消しになります。

口座振替を選択した場合、「口座振替依頼書（3枚組）」に必要事項を記入し、金融機関の確認印（ゆうちょ銀行は確認印が不要です）を受けて、本事業団へ提出してください。

口座振替が開始となる月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してあります。それまでは、あらかじめ任意継続加入者に送付した納付通知書により納付してください。

※「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」にある「給付金の受取口座」欄は、口座振替を希望する人だけでなく、すべての人が記入してください。

短期給付関係 業務部 短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を受けることができます。

ただし、他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入した場合は受けることができません。

なお、資格喪失後の給付に付加給付はありません。

※短期給付の請求の効力は2年です。

資格喪失後の出産費

【支給の要件】

退職の日まで引き続き1年以上加入者であった人が資格喪失後6か月以内に出産した場合

次の①又は②のとおり資格喪失後の出産費を受けることができます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入した場合、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、被扶養者になった場合は、家族出産費（又は家族出産育児一時金）を受けるか、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けるか、どちらか一方を選択してください（両方は受けられません）。

【請求手続き】

加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

・「直接支払制度」を利用する場合は、「私学事業団の資格喪失後の出産費を受ける権利がある旨」の証明書を医療機関等に提出する必要があります。

・「資格喪失後出産費の受給資格証明書発行依頼書」で証明書の発行を依頼してください。

・「受取代理制度」を利用する場合は、出産予定日の2か月前以降に「出産費等申請書（受取代理用）」で申請してください。

・私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品が贈呈されます（請求手続きは不要です）。

資格喪失後の出産手当金

【支給の要件】

①退職の日まで引き続き1年以上加入者であった人が、退職時に出産手当金を受けていた場合

②在職中に出産手当金を受ける要件を満たしながら給付額以上の報酬が支払われていたため出産手当金を受けていなかった場合

ただし、在職中は休業（欠勤）せず勤務していた場合は、資格喪失後の出産手当金は支給されません。

【支給期間】

出産日以前42日から出産日後56日までの間継続して支給されます。

【請求手続き】

加入者期間中と同じです。必ず学校法人等を通して請求してください。

資格喪失後の傷病手当金

【支給の要件】

①退職の日まで引き続き1年以上加入者であった人が、退職後も労働能力が無く療養している状態が継続している場合

②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしながら、傷病手当金の基本額以上の報酬が支払われていたため傷病手当金を受けていなかった場合

【支給期間】

・支給期間満了日（支給開始から1年6か月）を限度として支給されます。
・退職時に傷病手当金を受けていた場合は、支給期間の残期間について継続して支給されます。

【請求手続き】

加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。
・【支給の要件】②の場合、初回は必ず学校法人等を通して請求してください。

【支給対象外】

・雇用保険の基本手当を受けるため求職の申し込みをした場合は、傷病手当金の対象となりません。

・障害給付（年金又は一時金）及び老齢・退職の年金を受けている場合には、傷病手当金を受けることができません。ただし、支給される年金の日額が傷病手当金の日額を下回る場合は、その差額を傷病手当金として支給されます。

資格喪失後の埋葬料

【支給の要件】

加入者が退職後3か月以内に死亡した場合

【請求手続き】

加入者期間中と同じです。ただし、学校法人等を通す必要はありません。

年金等給付関係 年金部 年金第課

老齢・退職の年金の決定を受けていない人が退職した場合

老齢・退職の年金（新3階年金を除きます）を受給するには、必要な受給資格期間を満たしていることが前提ですが、年齢に応じて、次の要件があります。

※年金を受けるために必要な受給資格期間は、平成29年8月に原則25年から10年に短縮されました。

65歳未満の老齢・退職の年金

特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）の支給開始年齢は表のとおりです。

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日 ～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日 ～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日 ～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日 ～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

被用者年金制度一元化前（平成27年9月以前）は、私学共済の加入者期間が1年以上あることが必要でしたが、一元化後は私学共済と厚生年金保険、公務員共済組合の加入期間の合計が1年以上あれば、受給権が発生することとなりました。

65歳からの老齢・退職の年金

私学共済の加入者期間が1年以上で受給権が発生します（一元化前は在職中の人は私学共済の加入者期間が1年以上あることが要件でした）。

【老齢・退職の年金の請求手続き】

在職中に支給開始年齢に到達又は支給開始年齢到達後に加入者期間が1年以上になった人には、学校法人等宛てに請求手続きの案内を送付していただきます。未請求の場合は、速やかに手続きしてください。

※年金請求の時効は5年です。5年を過ぎると給付を受けられなくなる場合がありますので、注意してください。

昭和30年2月2日以後生まれの人で、支給開始年齢到達により年金の受給権が発生する場合は、支給開始年齢が同時期の実施機関の中で最後に加入した実施機関から、受給権発生の3か月前に請求手続きに関する案内が送付されます。

海外に居住している人には、請求案内ができませんので、請求時期に連絡してください。

退職年金（新3階年金）

退職年金は、平成27年10月以降の加入者期間を有している人が対象となり、次の【受給要件】①～③のすべてに該当したときに請求することができます。

【受給要件】

- ①引き続き1年以上の加入者期間があること
- ②65歳以上であること
- ③退職していること（70歳みなし退職を含みます）

【請求手続き】

【受給要件】①～③のすべてに該当した人には、本人宛てに請求書を送付しますので、速やかに手続きしてください。

退職の時点では、前述の【受給要件】①～③のすべてを満たしていない人も、将来、有期退職年金を選択一時金で受給する場合に備えて、学校法人等から退職金等の源泉徴収票が発行される場合は、保管するように指導してください。

海外に居住している人には、請求案内ができませんので、【受給要件】に該当しましたら本人から本事業団に連絡してください。

老齢・退職の年金の決定を受けている人が退職した場合

被用者年金制度一元化前（平成27年9月以前）に受給権が発生した退職共済年金受給権者の場合は、27年10月以降の加入者期間で老齢厚生年金の決定が必要です（支給繰下げをしている人も含みます）。資格喪失を確認後、請求書を本人宛てに送付します。

※一元化以降に受給権が発生した老齢厚生年金受給権者の場合は、手続きの必要はありません。退職後の年金は自動的に決定・改定を行い、通知します。

支給繰下げしている人

65歳以降の年金について支給繰下げを希望している場合は、退職しても年金の支給は開始されません。一元化後は、退職の時点によって、繰下げ請求

できなくなったり、繰下げ請求する時点が限られたりする場合があります。本事業団から支給繰下げにかかる関係書類を送付しますので、支給開始の時期を確認のうえ、手続きを行ってください。詳細は、本人から本事業団にお問い合わせください。

※一元化以降に受給権が発生した老齢厚生年金を支給繰下げ希望している人は、本事業団から退職による請求書等は送付しませんので、ご自身が支給開始を希望する月の前月に繰下げ請求手続きをしてください。

65歳未満でハローワークに求職の申し込みをした人

求職の申し込みをしたときは、届出書が必要な場合がありますので、本事業団に連絡してください。

退職年金（新3階年金）の請求が必要な人

引き続き1年以上の私学共済の加入者期間がある人が、65歳以降に退職（70歳みなし退職を含みます）した場合や、退職後に65歳になった場合は、「退職年金決定・改定請求書」を本人宛てに送付します。

70歳の「みなし退職」後、実際に退職した人

資格喪失を確認後、自動的に在職中の停止を解除し、本人宛てに通知します。

国民年金への届け出

退職後、自営業又は無職となる6歳未満の加入者や被扶養配偶者は、市区町村の国民年金の担当窓口で国民年金の種別変更の届け出が必要です。

貯金事業関係 福祉部 保健課

積立貯金の解約

送金を希望する月の前月25日（土・日曜又は祝日の場合は直前の平日）【必着】までに、学校法人等を通して「積立貯金解約請求書」を提出してください。

解約の手続きがない場合、資格喪失後は預り金となり、利息は付きませんので、必ず解約の手続きをしてください。 ※預り金の払い戻し請求の消滅時効は10年です。

積立共済年金の脱退

退職する月の前月25日（土・日曜又は祝日の場合は直前の平日）【必着】までに、学校法人等を通して「積立共済年金脱退申出書」「積立共済年金給付金請求書」「個人番号（マイナンバー）申告書類」（受取金額が一時金で100万円を超える場合又は年金で年額20万円を超える場合）を提出してください。

資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。

任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

※積立共済年金の給付請求の時効は3年です。

【給付コース選択】

・年齢や加入期間などの条件（受給資格）を満たした人が退職した場合は、年金・一時金・医療保険の各コースから選択することができます。

・年金コースを選択した場合は、10年を限度として年単位で受給開始時期を繰り延べることができます。受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金となります。

【例1】5月から年金で受け取る場合

①2月25日までに「脱退申出書」「給付金請求書」「個人番号申告書類」を提出（退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は1月25日が申し出の締め切りです）

②3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

【例2】脱退一時金で受け取る場合

①2月25日までに「脱退申出書」「給付金請求書」「個人番号申告書類」を提出

②3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立残高を加入者の口座へ送金

※終身保険コースは現在、新規の取り扱いを停止しています。

共済定期保険の脱退

3月末日までに退職し、4～9月まで（保険料納付済期間）の保障を希望しない場合は、3月末日までに「退職脱退申出書」を学校法人等を通して提出してください。納付済み前期の保険料は6月中に加入者の口座へ返金します。

脱退の手続きを行わないと、資格喪失後も9月までの期間は保障の対象とし、保険料は返金しません。

任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

※家族年金コース及び医療保障コースは、6月下旬に配当金を送金する場合があります。配当金は登録の個人口座に送金します。登録口座を変更する場合は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を4月10日までに提出してください。

※2年以上加入している人は、退職後も引き続き「退職後保障プラン」に加入できますので、希望される人は共済定期保険フリーダイヤルにお問い合わせください。

※共済定期保険の給付請求の時効は3年です。

※共済定期保険のお問い合わせは ☎0120(716)267

（平日 午前9時～午後5時15分）

教職員生涯福祉財団のアイリスプラン

アイリスプランのお問い合わせは ☎0120(844)0222

（平日 午前9時～午後5時15分）

貸付事業関係 福祉部 貸付課

貸付けを利用している加入者が資格を喪失した場合は、貸付金残額の全部を償還しなければなりません。

資格喪失処理後、学校法人宛てに即時償還の通知を送付します。

事前に資金の都合がつかう場合は、在職中に全額任意償還することもできます。

詳しくは、私学共済ホームページ（福祉事業）加入者貸付 貸付金を返す ▼ 貸付金の償還方法を参照してください。

【任意償還の手続き】

毎月15日【必着】までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」を提出すると、その月の定期償還後の元金残を記した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票（払込通知書）」を学校法人等宛てに送付しますので、学校法人等から償還金を払い込んでください。ただし、任意償還の場合、退職金等の支給時期にかかわらず期限までに払い込まなければなりませんので、注意してください。

【即時償還の手続き】

任意償還の申し出をしなくても資格喪失処理後自動的に即時償還となりますが、資格喪失が確認されるまでの間は定期償還が継続されます。この場合、即時償還は退職後に学校法人等が払い込んでください。

学校法人等から退職金等が支給される場合は、**住宅貸付の他、一般貸付等の貸付償還金も退職金等から控除して**

例 3月31日退職の場合

	提出書類		最終定期償還月(※1)	払込期限日(※2)	経過利息(※3)	
	届書等名	提出時期				
在職中の任意償還	貸付金任意償還・団信制度脱退申出書 DL	3月15日(※4)	3月	4月1日	なし	
即時償還	① 事前受付の資格喪失報告書によるもの	資格喪失報告書 DL	3月上旬(※5)	3月	5月1日	1か月分
				3月	5月30日(※6)	2か月分
	② 資格喪失報告書によるもの	資格喪失報告書 DL	4月上旬	4月	5月1日	なし
				4月	6月1日	1か月分
				6月8日(※6)	2か月分	

- ① 資格喪失が3月中に確認され、4月1日に即時償還通知書が交付される場合
- ② 4月1日以降に資格喪失が確認され、4月10日に即時償還通知書が交付される場合

- ※1 住宅貸付の団信制度に加入している場合は、最終定期償還月まで適用され、保険料充当金の支払いも必要です。
- ※2 払込期限日は貸付日の応答日の前日ですが、土・日曜又は祝日の場合は直後の平日に繰り下がります(上の表は2日貸付の場合の例です)。
- ※3 経過利息の計算式は、「最終定期償還月の元金残×利息(現在の年利2.26%)÷12月×利息〇か月分」(円未満切上げ)です。住宅貸付で半年払償還を併用している場合は、1月と7月の任意償還を除き、直近の1月か7月の翌月から最終定期償還月までの経過利息が加算されます。
- ※4 任意償還申出書の提出期限は毎月15日【必着】ですが、土・日曜又は祝日の場合は直前の平日に繰り上がります。
- ※5 最終の定期償還月が3月となる場合の提出期限です。即時償還の通知は、4月になってからの送付となります。
- ※6 即時償還の最終の払込期限日(償還期限日)を過ぎると、1日当たり0.03%の延滞金が課せられます(償還通知書の交付日から60日後が償還期限です)。

※任意償還額又は即時償還額を事前に確認したい場合は、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼福祉事業関係▼貸付け償還額の試算)で試算ができますのでご利用ください。

※任意償還額又は即時償還額を事前に確認したい場合は、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼福祉事業関係▼貸付け償還額の試算)で試算ができますのでご利用ください。

※任意償還額又は即時償還額を事前に確認したい場合は、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼福祉事業関係▼貸付け償還額の試算)で試算ができますのでご利用ください。

平成30年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会

2月6日(水)～2月28日(木)

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者連絡会は、各学校法人等の事務担当者、共済事業に関する最新の情報をお知らせすることを目的としています。また、日頃の業務に関する質問等にもお答えしますので、ぜひ出席してください。

- 開催日及び会場等
 - 12月分掛金等納付通知書(1月中旬送付)に同封する「開催案内」又は私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼お知らせ)をご覧ください。
- 開催時間
 - 午後1時30分～4時
- 開催内容
 - 1 平成31(2019)年度の掛金等の率
 - 2 マイナンバー制度における情報連携の本格運用の開始(短期給付事業)
 - 3 改元に伴う共済業務にかかる様式用紙等の取り扱い
 - 4 各業務からのお知らせ
 - (1) 資格関係
 - 資格取得・資格喪失報告書の事前受付等
 - (2) 短期給付関係
 - 「医療費のお知らせ」の変更及び送付
 - (3) 年金関係
 - 退職時の年金の手続き
 - (4) 保健関係
 - 平成29年度特定健康診査・特定保健指導実績報告及び30年度実施のお願い等
 - (5) 貸付関係
 - 資格喪失時の貸付金償還方法等
 - (6) 広報関係
 - 広報刊行物等の配付と活用のお問い合わせ等
 - (7) 相談関係
 - 共済業務課主催各種説明会のご案内
 - 出席カードの記入
 - 連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストに付いています)に学校記号番号・学校名を記入していただきますので、必ず事前に確認のうえ出席してください。
 - その他
 - 事前に申し込む必要はありません。当日会場に直接お越しください。

平成30年分の確定申告から
使用できる「医療費のお知
らせ」を送付します

業務部 短期給付課

健康保険制度に対する理解と健康に
対する関心を高め、医療費の適正化を
図ることを目的として、例年10月に5
月診療分の医療費の総額を記載した
「医療費のお知らせ」を学校法人等を
通して（任意継続加入者は届け出住所
宛て）送付してまいりました。

このたび、平成29年度の税制改正に
より「医療費のお知らせ」が、「医療
費控除の明細書」として、確定申告（医
療費控除）の手続きで使用できるよう
になりました。私学事業団でも30年分
の確定申告から使用できる「医療費の
お知らせ」を31年2月初旬に学校法人
等（任意継続加入者は届け出住所宛て）
に送付しますので、対象の加入者への
配付をお願いします。

30年1～10月に医療機関等を受診し
た加入者及び被扶養者で、12月25日
（データ抽出日）現在で加入者又は被
扶養者である人（任意継続加入者を含
みます）

送付対象者

「医療費のお知らせ」は加入者と被
扶養者分を併せて作成しています。

送付先等

「医療費のお知らせ」は加入者と被
扶養者分を併せて作成しています。

***加入者**

親展扱いにして所属する学校法人
等へ送付しますので、対象の加入者
に配付してください。

***任意継続加入者**

親展扱いで届け出住所宛てに送付
します。

***資格喪失者**

30年12月25日（データ抽出日）前
に退職した加入者の「医療費のお知
らせ」は、本人からの申し出により
資格喪失者へ送付しますので、左記
の問い合わせ先を案内してください。

問い合わせ先

「医療費のお知らせ」コールセンター
☎0120（572）236

開設期間
2月1日～3月31日
月～金曜日（祝日を除きます）
午前9時15分～午後5時15分

注意点

- ・「医療費のお知らせ」（原本）は、確
定申告（医療費控除）の「医療費控
除の明細書」として使用できます。
- ・紛失に注意してください。
- ・すべての人に通知されるものではあ
りません。
- ・「医療費のお知らせ」は30年12月まで
に本事業団で受け付けた診療報酬明
細書（30年1～10月診療分）を基に作
成するため、30年11・12月診療分の医
療費は記載されていませんので、当該

診療分は、領収書を使用して申告し
てください。

- ・市区町村等の公費助成を受けた等、
「医療費のお知らせ」に記載されて
いる金額と実際に支払った自己負担
額が一致しない場合があります。確
定申告の手続きをする際には、領収
書を使用して実際に負担した額に訂
正して申告してください。
- ・「医療費のお知らせ」には、本事業
団から給付した高額療養費や一部負
担金払戻金等の情報が含まれていま
せんので、「給付金等決定・送金通
知書」を参考に申告してください。
- ・療養費・柔道整復施設療養費・はり・
きゅう・マッサージ等の療養費・治
療用器具の療養費等は「医療費のお
知らせ」に含まれていませんので、
領収書を使用して申告してください。
- ・医療機関による診療報酬明細書の遅
れにより「医療費のお知らせ」へ反
映できなかった場合は、領収書を使
用して申告してください。
- ・医療費の増加原因の一つである、医
療機関への重複受診や頻回受診が疑
われる場合には、今後、医療費の調
査が入ることがあります。
- ・私学共済ホームページ「短期給付（健
康保険）」も併せて確認してください。
- ・確定申告（医療費控除）の申告手続
きに関しては、国税庁のホームペー
ジ等で確認していただくか、お近く
の税務署へお問い合わせください。

スチュワードシップ活動
（株主議決権行使状況を含む）
報告を公表します

資産運用部

私学事業団では、資産保有者として
の機関投資家として、金融庁が定めた
日本版スチュワードシップ・コード（※
1）を受け入れ、「スチュワードシッ
プ責任（※2）」を果たすための方針
を公表しています。

方針で定めたとおり、運用受託機関
が行なった株主議決権行使状況を含
む、平成30年度のスチュワードシッ
プ活動についての報告書を、1月上旬に
私学共済ホームページ（年金資産の運
用）に掲載しますのでご覧ください。

※1 機関投資家が、受益者（本事業
団の場合は加入者）と投資先企業
の双方を視野に入れ、「責任ある
機関投資家」としてスチュワード
シップ責任を果たすに当たり、有
用と考えられる諸原則を定めたも
のです。

※2 投資先の日本企業やその事業環
境等に関する深い理解に基づく建
設的な「目的を持った対話」など
を通じて、当該企業の企業価値の
向上や持続的成長を促すことによ
り、受益者（加入者）の中長期的
な投資リターンを拡大を旨とする
こととす。



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

確定申告用の書類を送付します

1 住宅貸付の借受者

平成30年に住宅貸付を借り受けた人や、30年中に自己の居住の用に供した人の「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書」を、1月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届(様式第8号)」の提出がないと発行されませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

※29年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた借受者の残高証明書は、年末調整用として、30年10月17日に学校法人等宛てに発送しました。

また、年末調整用の残高証明書を発行した後に、任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等宛てに送付します。

【福祉部 貸付課】

2 任意継続加入者

平成30年分任意継続掛金の納付が30年10月19日までに確認された人には、「平成30年分任意継続掛金納付証明書」を10月29日に発送しました。それ以降に初めて当該年分の掛金納付が確認された人には、「納付証明書」を1月下旬に送付します。

【業務部 掛金課】

3 年金受給権者

高齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となります。これらの年金を受給している人には、「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」を年金者向広報「共済だより」第63号に同封して1月中旬に送付します。

なお、在職中などで平成30年中に年金の支払いがなかった人には送付しません。

【年金部 年金第二課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

平成30年7～12月までに学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を1月下旬に加入者住所宛てに送付します。

【業務部 短期給付課】

住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

【福祉部 貸付課】

退職者向けリーフレットを送付します

退職の際の私学共済制度や他の社会保険制度に関するさまざまな手続きをまとめたリーフレット(平成31年1月発行)を本誌に同封していますので、退職を予定している加入者への説明等に活用してください。

「退職者向けリーフレット」は、私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ▶事務担当者の基礎知識▶退職者向けリーフレット〕又は〔加入者用ページ▶私学共済制度の概要等▶退職者向けリーフレット〕でも閲覧できます。

【広報相談センター 広報班】

1 月の共済業務スケジュール

4日(金)	掛金等 11月分納期限 貸付 送金
6日(日)	貸付 12月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 2月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(月)	掛金等 12月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(木)	掛金等 12月分納期限 貸付 2月22日送金申し込み締め切り

2 月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 1月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 3月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「若手・女性研究者奨励金」へのご支援のお願い

私学事業団では、「若手・女性研究者奨励金」への寄付金募集に取り組んでいます。

「若手・女性研究者奨励金」とは、若手研究者や女性研究者が自ら取り組む研究について、研究機会の創設を図るための研究奨励金であり、我が国の未来を担う多様な人材を育成する観点から、これまでの研究実績等に関わらず、特色あるチャレンジングな研究を重点的に支援することを目的としています。

本奨励金は、このような性格から財源を寄付金で賄うこととしており、本事業団では、本奨励金の趣旨にご賛同くださる皆様からの寄付をお願いしています。

また、寄付金募集の一環として、売り上げの一部が若手・女性研究者奨励金への寄付となる「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置につきましても皆様のご協力をお願いしています。

私立大学等が取り組む多様で特色ある教育研究の発展に資するため、「若手・女性研究者奨励金」に対する皆様からのご支援をどうぞよろしくお願ひします。

※ 本奨励金及び寄付金付き自動販売機の詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶寄付金▶若手・女性研究者奨励金〕に掲載していますので、ぜひ参照してください。



～その1本が未来をつくる～

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

平成30年度版『今日の私学財政（大学・短期大学編）』を送付しました

平成30年度学校法人基礎調査にご協力いただいた大学・短期大学を設置する学校法人に、平成30年度版『今日の私学財政（大学・短期大学編）』（CD-ROM）を12月末に送付しました。

財務分析など学校経営の参考として活用してください。

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいています。

また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員を対象に閲覧に供していますので、活用してください。

会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問・ご相談を承っています。ぜひ利用してください。

また、お寄せいただいたご質問のうち、お問い合わせの多かったもの等については「経営実務Q&A(本誌平成30年12月号)」等に取りまとめております。過去のご質問につきましても、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶経営支援・情報提供▶学校法人会計Q&A〕に掲載していますので、会計業務における参考としてご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<https://www.shigakukyosai.jp/>

箱根 たいがく そう
対 岳 荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
 (箱根登山電車「箱根湯本」駅又はJR「小田原」駅から伊豆箱根バス・箱根登山バス
 で「大平台」下車、徒歩2分。又は箱根登山電車「大平台」駅下車、徒歩5分)

冬の箱根は空気が澄み渡り、雪化粧した綺麗な富士山
 をご覧いただけます。
 雄大な景色とかけ流しの温泉をぜひお楽しみください。

冬期選べる鍋プラン

寒い冬にはぴったりな選べる鍋プランです。
 寄せ鍋・あんこう鍋・牛しゃぶ鍋よりお選びください。
1泊2食(2名1室/1名様) 11,000円
 取扱期間：平成31年1月7日～3月15日



冬の芦ノ湖と富士山(写真提供:箱根観光船株式会社)



寄せ鍋 (イメージ)



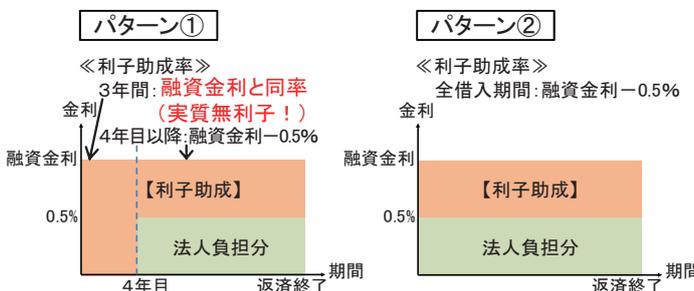
源泉かけ流し温泉の大浴場

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化(耐震改築・耐震改修)に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

■ 主な事業と融資金利 (平成31年1月1日現在)

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舍やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.60	0.31	0.41
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp